

請 書 (購 入)

年 月 日

大泉町長 様

住 所
受注者
氏 名 印

1 件 名

2 納入期限 年 月 日

3 納入場所

4 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考

上記について次の契約条項承諾の上、御請け致します。

表記の印刷について貴職と受注者は次の契約条項を特約する。

第1条 受注者は、物品を納入したときは、納品書を添え、貴職に通知しなければならない。

第2条 貴職は、前条の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者立会のうえ検査をしなければならない。

第3条 受注者は、前条の検査に合格したときは、すみやかに貴職に当該物品を引渡さなければならない。

第4条 受注者は、第2条の検査に合格しないものがあるときは、遅滞なくこれを取替え、又は補修して再検査を受けなければならない。

第5条 受注者は、その責めに帰することのできない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、貴職に対し納入期限の延長を求めることができる。

第6条 受注者が正当な理由なく納入期限内に物品を納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めるときは、貴職は、納入期限を延長することができる。

第7条 前条の場合において、貴職は、受注者から未済部分の契約金額に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合

で計算した額を延滞金として徴収する。

第8条 貴職は、受注者が納入した物品に種類・品質または数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合においては、貴職は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、または追完請求とともに、損害賠償請求及び契約の解除をすることができる。

3 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第9条 貴職は、受注者の債務不履行その他不誠実の行為があったときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、貴職は、受注者から契約金額の10分の1を違約金として徴収する。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第10条 受注者は、貴職がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるときは、契約を解除することができる。この場合、受注者は、貴職に対して損害の賠償を求めることができる。

第11条 貴職は、物品の引渡しを受けた後、請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

第12条 受注者は、貴職の代金支払いが前項の期日より遅延したときは、納入期限の翌日より政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく率の割合をもって遅延利息を請求することができる。

第13条 貴職は、受注者が次のイからトのいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として貴職の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ その他役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、貴職が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて貴職と受注者とが協議して定める。